③　平成19年度から20年度末までに完了した業務のうち、北海道開発局発注業務（北海道開発局発注業務の実績がない場合、地方整備局発注の「土木関係建設コンサルタント業務」）の「土木関係コンサルタント業務」の平均業務成績が60点以上であること。ただし、業務の実績がない場合は、この限りではない。

2）配置予定技術者に対する要件　外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）または国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

指名通知の日は平成22年７月７日を予定する。

①　予定管理技術者　予定管理技術者については下記のア）、ウ）、エ）に示す条件を満たす者であり、イ）の実績を有する者であることとする。

ア）下記のいずれかの資格を有する者

［1］　技術士（総合技術監理部門：建設―トンネル、又は道路）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

［2］　技術士（建設部門：トンネル、又は道路）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

［3］　ＲＣＣＭ（トンネル、又は道路部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

イ）下記のいずれかの実績を有する者。

［1］　平成12年度以降公示日までに完了した業務のうち、以下に記載する「同種又は類似業務」において１件以上の実績を有する者。

・同種業務：国、地方自治体、高速道路株式会社（東日本、中日本、西日本、首都、阪神、本州四国連絡）、旧日本道路公団、旧本州四国連絡橋公団が発注した、トンネル点検業務

・類似業務：国、地方自治体、高速道路株式会社（東日本、中日本、西日本、首都、阪神、本州四国連絡）、旧日本道路公団、旧本州四国連絡橋公団が発注した、トンネル補修設計又はトンネル変状調査業務

［2］　同種又は類似業務に関する調査・計画業務の管理技術者の経験を有する者、もしくは、高度な調査・検討業務をマネジメントした実務経験を有する者。

［3］　トンネルに関する研究実績

ウ）平成22年６月18日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が４億円未満かつ10件未満である者、ただし、本業務において担当技術者を兼務する場合は、手持ち業務量（本業務及び特定後未契約のものを含む）が４億円未満かつ10件未満である者。手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務。

エ）平成19・20年度に完了した業務について、担当した北海道開発局発注業務の平均業務成績が60点以上であること。

ただし、業務の実績がない場合は、この限りではない。

3　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法　入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち下記⑵総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

①　入札価格が予決令第98条において準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

②　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。また、本業務は「詳細な低入札価格調査（試行）対象業務」であり、試行調査の詳細は入札説明書によるものとする。

③　上記において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

⑵　総合評価の方法

①　評価値の算出方法　評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

②　価格評価点の算出方法　価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝（価格評価点の配分点）×（１－入札価格／予定価格）

なお、価格評価点の配分点は30点とする。

③　技術評価点の算出方法　技術提案書の内容に応じ、下記１）、２）、３）の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

１）予定技術者の経験及び能力

２）実施方針等

３）評価テーマに対する技術提案

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点＝60点×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

4　入札手続等

⑴　担当部局　〒060―8511 北海道札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局開発監理部会計課調達係　電話011―709―2311（内線5247）ファクシミリ011―726―2351

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　入札説明書は、平成22年６月18日から平成22年８月23日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時15分まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を以下へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

ア　交付日時　上記に同じ

イ　申込先　上記４⑴に同じ

⑶　参加表明書を提出できる者の範囲　参加表明書を提出する時において、上記２⑴①イ）に掲げる指名競争参加資格の決定を受けている者とする。なお、平成22年６月18日において当該資格の決定を受けていない者については、後日行う予定の入札公示に示すところに従い参加表明書を提出することができる。

⑷　参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法　平成22年６月28日16時00分までに、電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成22年６月28日16時00分まで　上記４⑴に同じ　紙により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

⑸　技術提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限　平成22年８月16日16時00分

提出場所　上記４⑴に同じ

提出方法　郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

⑹　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア　電子入札システムによる入札の締め切りは、平成22年８月23日16時00分。

イ　紙により持参する場合の提出期限は、平成22年８月23日16時00分。提出先は、北海道開発局開発監理部会計課調達係。

ウ　郵送による入札の受領期限は、平成22年８月23日16時00分。郵送先は、北海道開発局開発監理部会計課調達係。

開札は、平成22年８月24日10時00分　北海道開発局入札公示室にて行う。